

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 運用ガイドライン

平成 27 年 11 月
(令和 5 年 3 月一部改定)

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 会 計 課
大 臣 官 房 技 術 調 査 課
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 整 備 課
北 海 道 局 予 算 課

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務についても、公共工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるところである。

一方で、現在の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事と同様に、それに係る調査・設計についても不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保についても、懸念が高まってきた。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成 17 年 3 月に成立、4 月より施行された。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。また、本法律を踏まえて、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）』において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられた。

これまで、公共工事に係る建設コンサルタント業務等（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）については、主としてプロポーザル方式と価格競争入札方式の 2 つの発注方式で実施してきたところであるが、品質確保に関する動向を踏まえ、平成 19 年度から総合評価落札方式の試行を開始した。その後、平成 20 年 5 月に財務省との包括協議が整い、建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式を本格的に導入することとなった。このため、平成 21 年 3 月に「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を定め、その後の実施状況等を踏まえ、平成 23 年 6 月及び平成 25 年 4 月に同ガイドラインを改定してきたところである。

また、品確法が平成 26 年 6 月に改正され、調査及び設計に関し、業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるよう必要な措置を講ずることとされた。このことを受け、平成 26 年 11 月に「公共工事に関する調査・設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下「登録規程」という。）を告示し、民間資格の登録制度を創設するとともに、平成 26 年 12 月に「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」において、この登録規程に基づき登録される資格の活用方向性が定められたことから、本ガイドラインを改定してきたところである（平成 27 年 11 月改定）。

このほか、平成 29 年 12 月の「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」改定、平成 31 年 3 月の「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」作成を受け、これらのガイドラインで規定される業務は、本ガイドラインの発注方式の選定の考え方によらないことを明確にするため、本ガイドラインの一部を改定した（平成 31 年 3 月一部改定）。

また、品確法が令和元年 6 月に改正され、品確法 22 条に係る運用に関する指針において、海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した、適切な競争参加資格の設定に努めることとされたことを受け、海外インフラプロジェクトに従事する技術者の活躍の機会を増やし、海外のプロジェクトで活躍する人材の確保につなげるため、本ガイドラインの一部を改定したところである（令和 3 年 3 月一部改定）。

今般、発注方式の選定にあたり、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性も考慮するとともに、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の取組、事業促進 PPP の実績の評価、働き方改革、担い手確保等に資するプロポーザル方式及び総合評価落札方式の試行に対する PDCA サイクルの考え方を明記するため、本ガイドラインの一部を改定するものである。

目 次

1	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要-----	1
1-1	発注方式の概要と選定の考え方.....	1
1-2	プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続.....	8
1-3	設計共同体に関する競争参加要件等について.....	10
1-4	同種類似業務の基本的な考え方について.....	11
1-5	地域要件等の設定等について.....	11
1-6	業務表彰の取扱い.....	12
1-7	参考見積の取扱い.....	13
2	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順-----	14
2-1	発注方式別の具体的な実施手順.....	14
2-2	一括審査方式の活用.....	17
3	土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価-----	18
3-1	審査・評価に関する基本的な考え方.....	18
3-2	プロポーザル方式における具体的な審査・評価について.....	24
3-3	総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について...	37
3-4	総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について...	53
3-5	総合評価落札方式による落札者の決定.....	68
4	建築関係建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価-----	69
4-1	審査・評価に関する基本的な考え方.....	69
4-2	プロポーザル方式における具体的な審査・評価について.....	72
4-3	総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について...	76

4-4	総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について...	81
4-5	総合評価落札方式による落札者の決定.....	83
5	その他の留意事項-----	84
5-1	評価テーマの設定.....	84
5-2	評価内容の担保.....	84
5-3	中立かつ公正な審査・評価の確保.....	85
5-4	情報公開.....	86
6	地域や業務特性に応じた発注方式の応用-----	90
6-1	基本的な考え方.....	90
6-2	試行発注方式.....	90
6-2-1	働き方改革（受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化）-----	90
6-2-2	地域企業の育成-----	90
6-2-3	若手技術者・女性技術者の育成-----	91
6-2-4	その他（技術力向上、生産性向上、品質向上等）-----	91

参考資料目次

〔参考1〕 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における公示文及び業務説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合） ※国土交通省登録技術者資格の適用例	参考-1
〔参考2〕 標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合）	参考-43
〔参考3〕 簡易公募型総合評価落札方式（標準型）における公示文及び入札説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合）	参考-65
〔参考4〕 簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）における公示文及び入札説明書例 （土木関係建設コンサルタント業務等の場合）	参考-104
〔参考5〕 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示文及び 業務説明書例（建築関係建設コンサルタント業務の場合）	参考-141
〔参考6〕 標準プロポーザル方式における技術提案書提出要請書例 （建築関係建設コンサルタント業務の場合）	参考-179
〔参考7〕 簡易公募型総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における公示文及び 入札説明書例（建築関係建設コンサルタント業務の場合）	参考-207
〔参考8〕 同種・類似業務の取扱事例について	参考-248
〔参考9〕 プロポーザル方式（総合評価落札方式）における選定（非選定）通知書例	参考-253
〔参考10〕 関連通達	参考-255
（公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施につ いて）	参考-255
（建設コンサルタント業務等における低価格受注業務がある場合の管理技術者等の手 持ち業務量の制限等の試行について）	参考-261
（建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策 の試行について）	参考-265
（履行確実性の審査対象業務における入札説明書別紙例）	参考-269
（建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて）	参考-287

1 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要

1-1 発注方式の概要と選定の考え方

調査・設計の発注に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1に各方式を選定する際の基本的な考え方及び図2に標準的な業務内容に応じた発注方式事例を示す。

なお、技術提案・交渉方式により優先交渉権者が実施する技術協力業務および設計業務の発注に当たっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成29年12月改定）」によるものとし、事業促進PPP（事業監理業務）の発注に当たっては、「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（平成31年3月）」によるものとする。

（1）プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）にもプロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合や、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等に対する理解が業務成果の品質確保に寄与する場合においてもプロポーザル方式を選定する。

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。なお、プロポーザル方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。また、提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることはできないことに留意する（なお、建築関係建設コンサルタント業務における提案の記載に関して

は「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成 30 年 4 月 2 日付け事務連絡）による。）。

（２）総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。なお、業務の難易度に応じ実施方針と評価テーマ数が１つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を１：２とし、さらに、より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が２つで評価する必要がある業務については１：３とする。

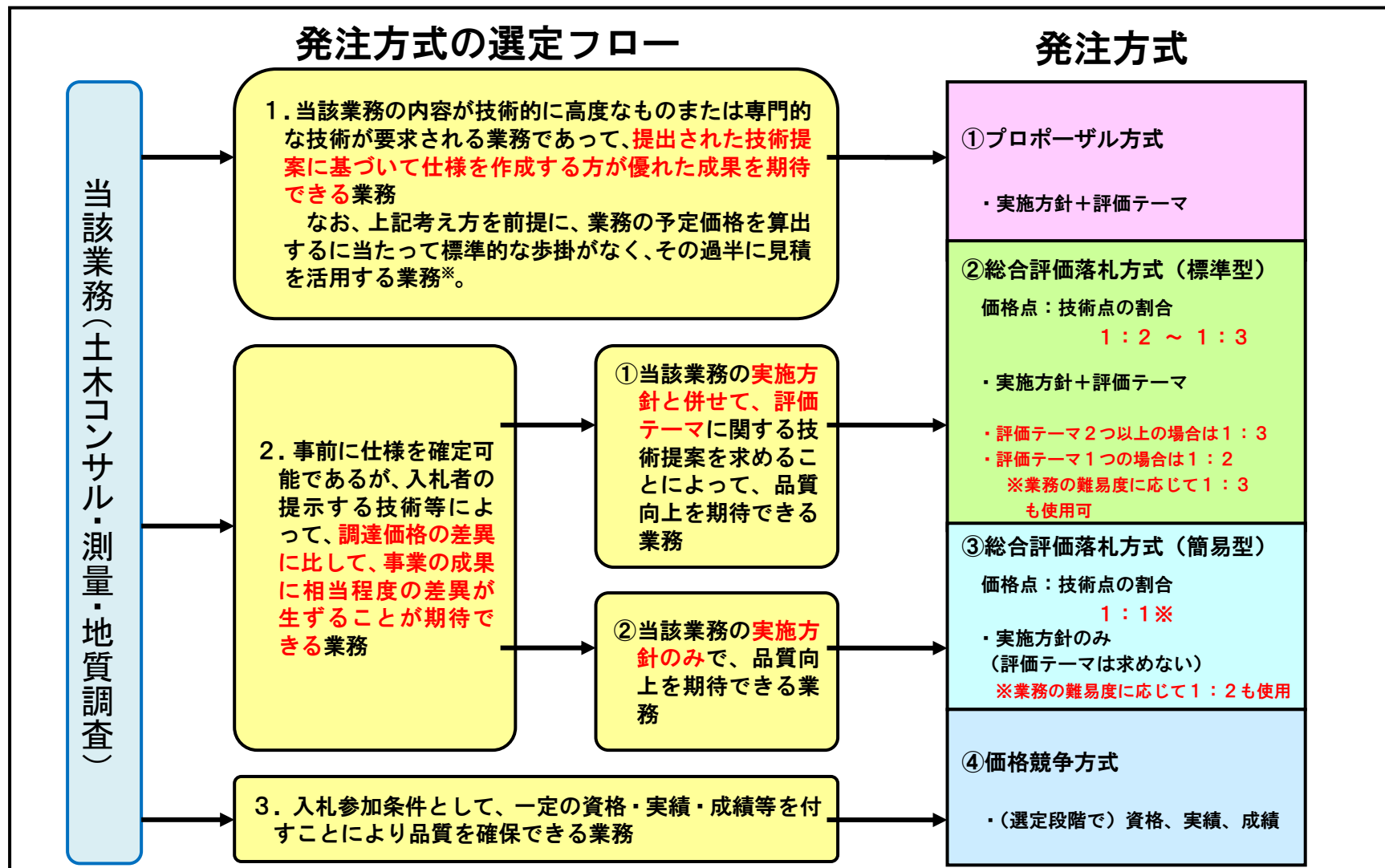
なお、評価テーマ数が１つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求めること及び高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務については、配点比率を１：３とすることも可能とする。

簡易型においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則１：１とし、業務の難易度に応じて１：２を用いることも可能とする。

総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。また、提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることはできないことに留意する（なお、建築関係建設コンサルタント業務における提案の記載に関しては「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成 30 年 4 月 2 日付け事務連絡）による。）。

（３）価格競争方式（参考）

上記（１）、（２）の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できるときは価格競争方式を選定する。



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

※協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

図1 建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方

【共通】

図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例

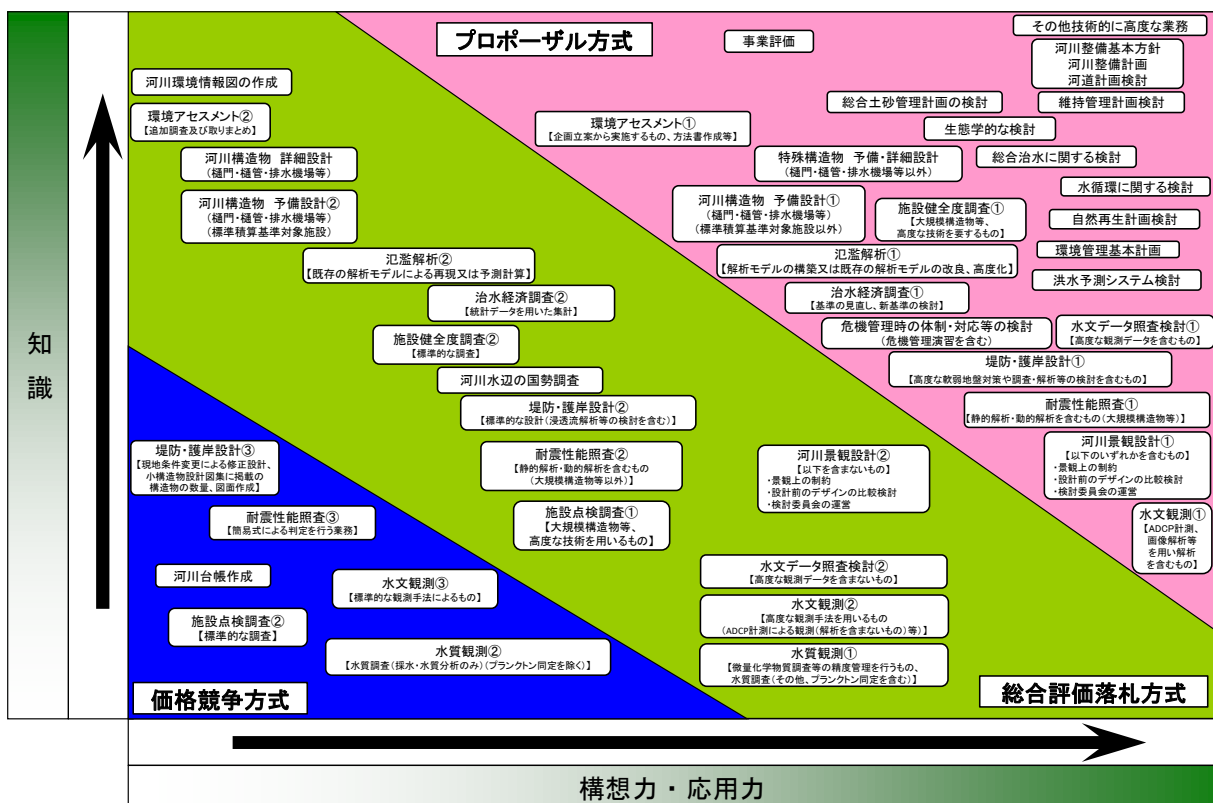
発注方式の選定にあたっては、本ガイドラインの「1-1 発注方式の概要と選定の考え方」に基づき選定することとし、本発注方式事例は目安として活用すること。

予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

また、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性に対する理解が業務成果の品質確保に寄与する場合、本発注方式事例によらず、プロポーザル方式を選定できる。

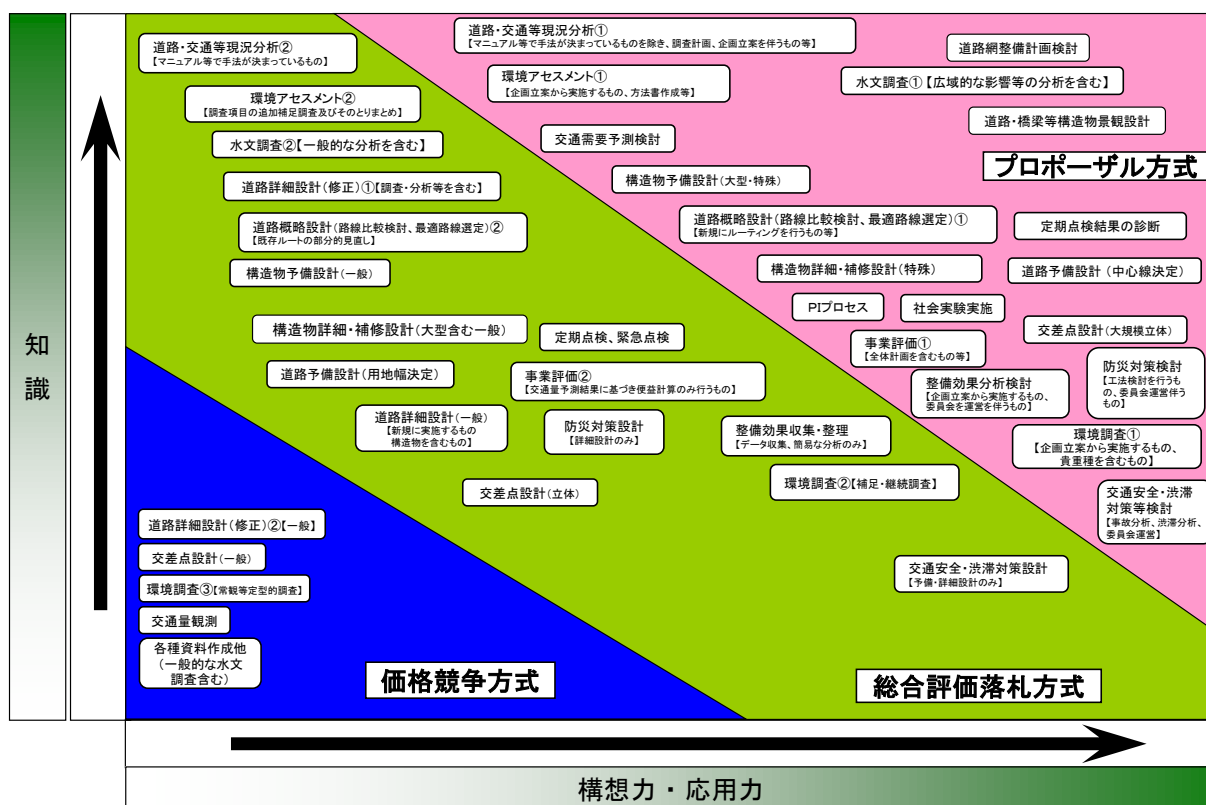
本発注方式事例は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

【河川事業】

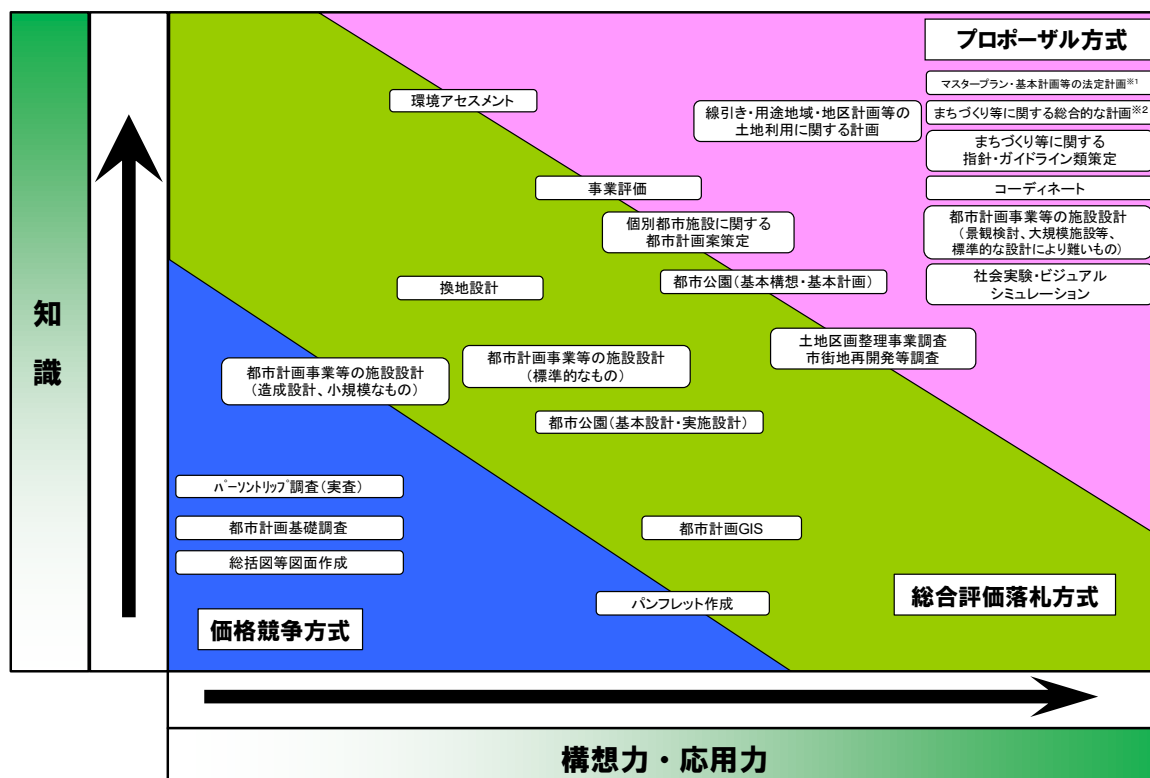


※海岸事業・砂防事業は、本表に準じて選定する。

【道路事業】

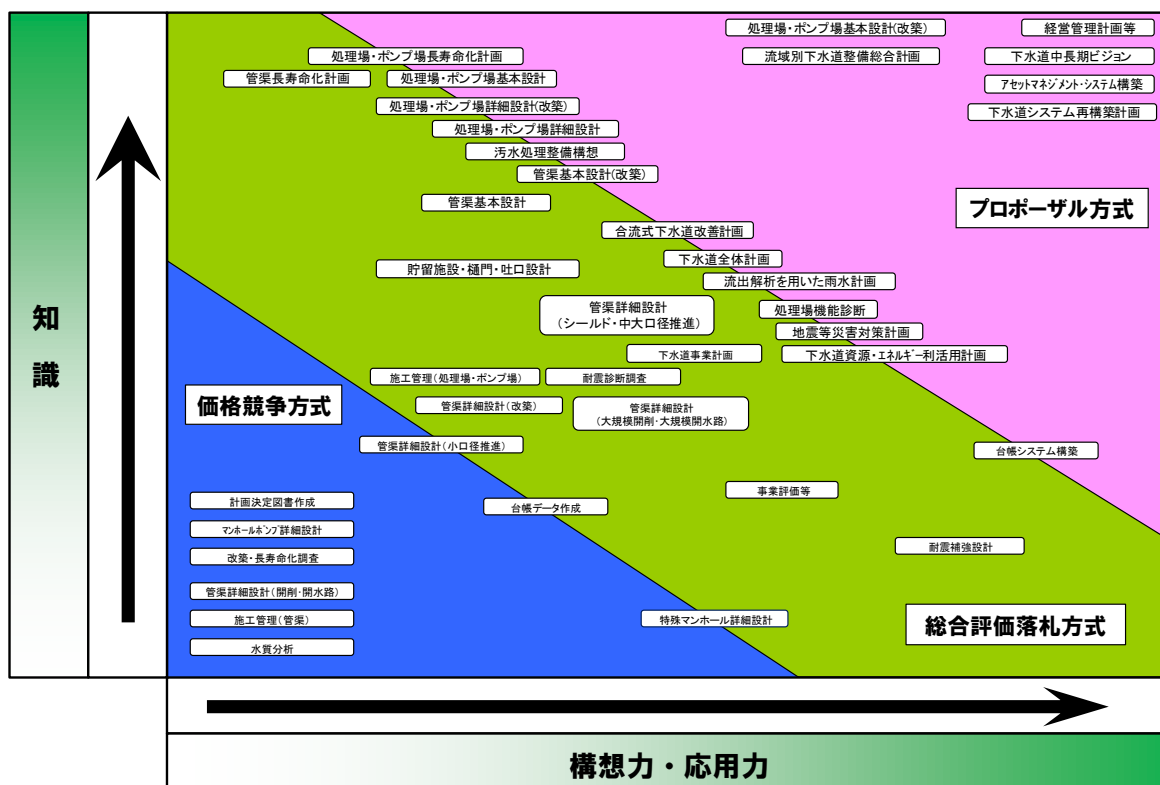


【都市事業】

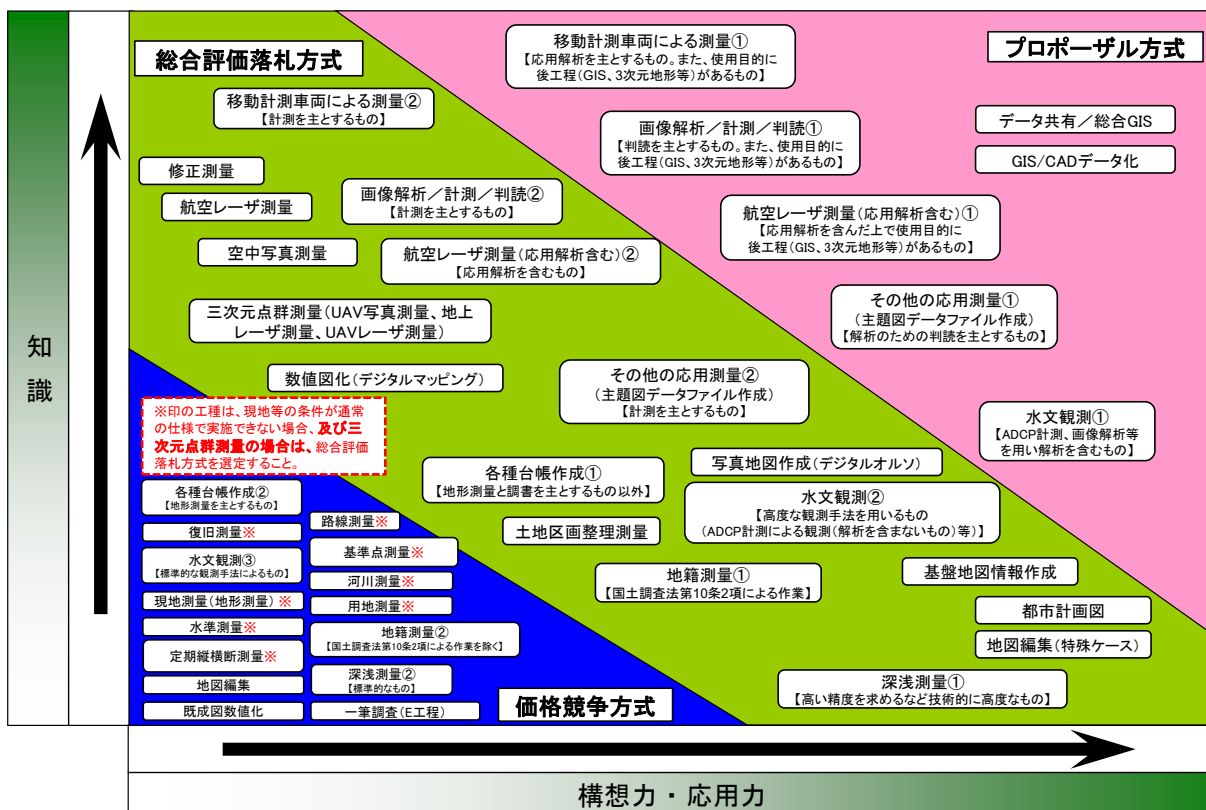


※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン、戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の親水・環境(低炭素都市づくり等)、防災等に関する基本的な計画 等

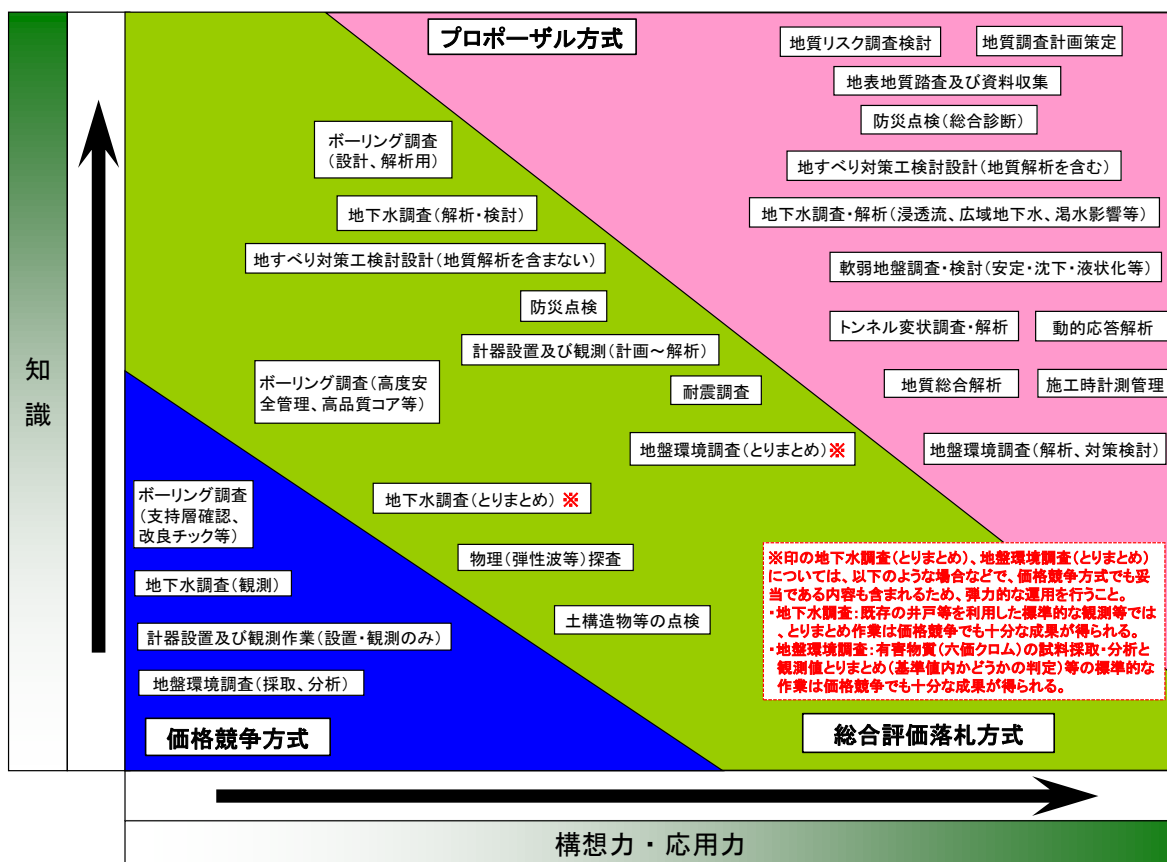
【下水道事業】



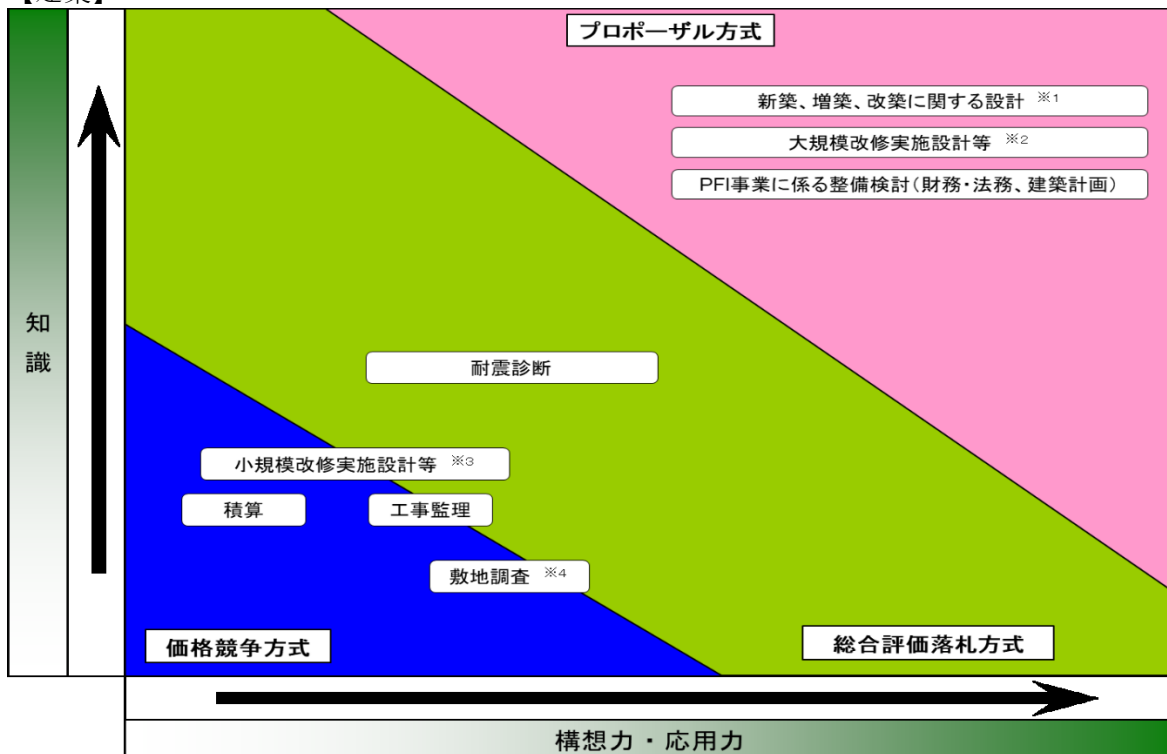
【測量調査】



【地質調査】



【建築】



※1 建築士法第3条又は第5条の2に規定する設計

※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第5条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 総合評価落札方式と価格競争方式の区分については、【測量調査】又は【地質調査】の区分に準ずる

※5 設計競技方式については上図によらないものとする

1-2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式における入札時の手続

プロポーザル方式及び総合評価落札方式は、技術提案を評価の上、落札者を決定するものである。そのため、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の発注にあたっては、説明書（仕様書、評価基準を含む）において、次の（１）、（２）に示す情報を明示するとともに、示された評価基準に基づき評価する。また、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公平な審査・評価のため、「５．その他の留意事項」に示す、学識経験者への意見聴取、情報公開等を行うことに留意する。

（１）一般的事項

- ①技術的要件及び入札の評価に関する基準については、説明書において明らかにするものとし、この旨手続開始の公示等において明記するものとする。
- ②技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び評価に関する書類（以下「評価基準」という。）において定める場合にあっては、説明書の一部として交付する。
- ③技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、説明書（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。
- ④技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ⑤必須の要求要件については、実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- ⑥必須以外の要求要件については、評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- ⑦技術的要件は、定量的に表示し得るもの（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

（２）評価基準

- ①評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、説明書（評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
- ②技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- ③総合評価落札方式の場合、技術提案の内容が、調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外するものとする。
- ④技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
- ⑤総合評価落札方式の場合、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当

該調達及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。

⑥技術等の評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。

1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項

予定技術者の実績としては、管理技術者あるいは担当技術者（建築の場合は、主任担当技術者）として従事した実績を評価対象とするものとする。

なお、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるものとする。

- ・ 技術者資格等、その専門分野の内容
- ・ 同種又は類似業務等の実績の内容
- ・ 過去に担当した業務の成績、表彰
- ・ 手持ち業務（専任性）

2) 業務の実施方針等に関する事項

- ・ 業務理解度
- ・ 実施手順の妥当性

3) 提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項

- ・ 総合的なコストに関する事項

ア ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

イ その他

補償費等の支出額等を評価する。

- ・ 工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項

ア 工事目的物の性能・機能

工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、環境保全性、ユニバーサルデザイン等の性能・機能の評価する。

イ 調査の精度

調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等を評価する。

- ・ 社会的要請に関する事項

ア 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観、環境配慮等を国の利害の観点から評価する。

イ 施工への配慮

工事施工上考慮すべき事項（工期、施工方法、近接構造物等への配慮）を国の利害の観点から評価する。

ウ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

エ 省資源対策又はリサイクル対策

工事の際の省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

(3) 評価

①評価は、説明書（仕様書及び評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。

②技術等の評価は、調達機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。

また、当該審査に当たっては、全ての参加者に共通の基準で行うこととし、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。

③必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を説明書において明らかにするものとし、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

④必須の評価項目については、説明書（仕様書を含む。）に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。

⑤必須以外の評価項目については、説明書（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、説明書（評価基準を含む。）に基づき得点を与える。

⑥定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。

⑦技術等の評価に当たり、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を説明書において明らかにするものとする。

1-3 設計共同体に関する競争参加要件等について

○プロポーザル方式又は総合評価落札方式により調達手続を行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

また、設計共同体の参加を認める業務については、1件につき予定価格が一定の金額以上などの金額基準を設けないものとする。

○設計共同体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとするものとし、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

○設計共同体の構成員及び技術者に対して業務実績及び業務成績等を付与するものとする。

1－4 同種類業務の基本的な考え方について

○「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。

○「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。

○発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。

○「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。

（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する。また、建築関係建設コンサルタント業務については4－1による。）

○技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価する。

（企業の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。）

○技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、マネジメントした実務経験がある場合についても評価する（なお、建築関係建設コンサルタント業務については4－1による。）。マネジメントした実務経験がある場合とは、例えば以下のいずれかの者に該当する場合をいう。

- ・建設コンサルタント登録規程（S52.4.15 付け建設省告示第 717 号）第3条の一に該当する「当該業務の該当部門」の技術管理者。
- ・地質調査業者登録規程（S52.4.15 付け建設省告示第 718 号）第3条の一に該当する技術管理者。
- ・地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11.4.1 付け建設省厚契第 31 号）第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
- ・事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種類業務の指導経験があると事業促進PPP業務の発注機関が認めた者。

○同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。

1－5 地域要件等の設定等について

○プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定せず、地域貢献度は

評価しない。また、地域精通度は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

- 総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件を設定し、地域貢献度は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。また、地域精通度は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

- 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。
- 価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。

表 1－1 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○ (指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注 1）地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注 2）地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

1－6 業務表彰の取扱い

- プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価するものとする。
- 各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合の技術評価（総合評価落札方式による場合も含む。）は他の地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価するものとする。
- 上記以外のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の技術評価においても他の地方整備局等の表彰と当該地方整備局等の表彰とを同等に評価できるものとする。

○優秀技術者表彰について、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。

1-7 参考見積の取扱い

○総合評価落札方式において参考見積を徴収する場合は、入札公告又は入札説明書においてその旨明記するとともに、当該見積に関する部分の内訳歩掛をできるだけ早く入札説明書等ダウンロードシステムによって開示することにより、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するように努めるものとする。

ただし、建築関係建設コンサルタント業務については、平成 31 年国土交通省告示第 98 号において「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求できる報酬の基準」が定められているので、参考見積の徴収は特別な理由がない限り行わないものとする。

2 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

2-1 発注方式別の具体的な実施手順

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

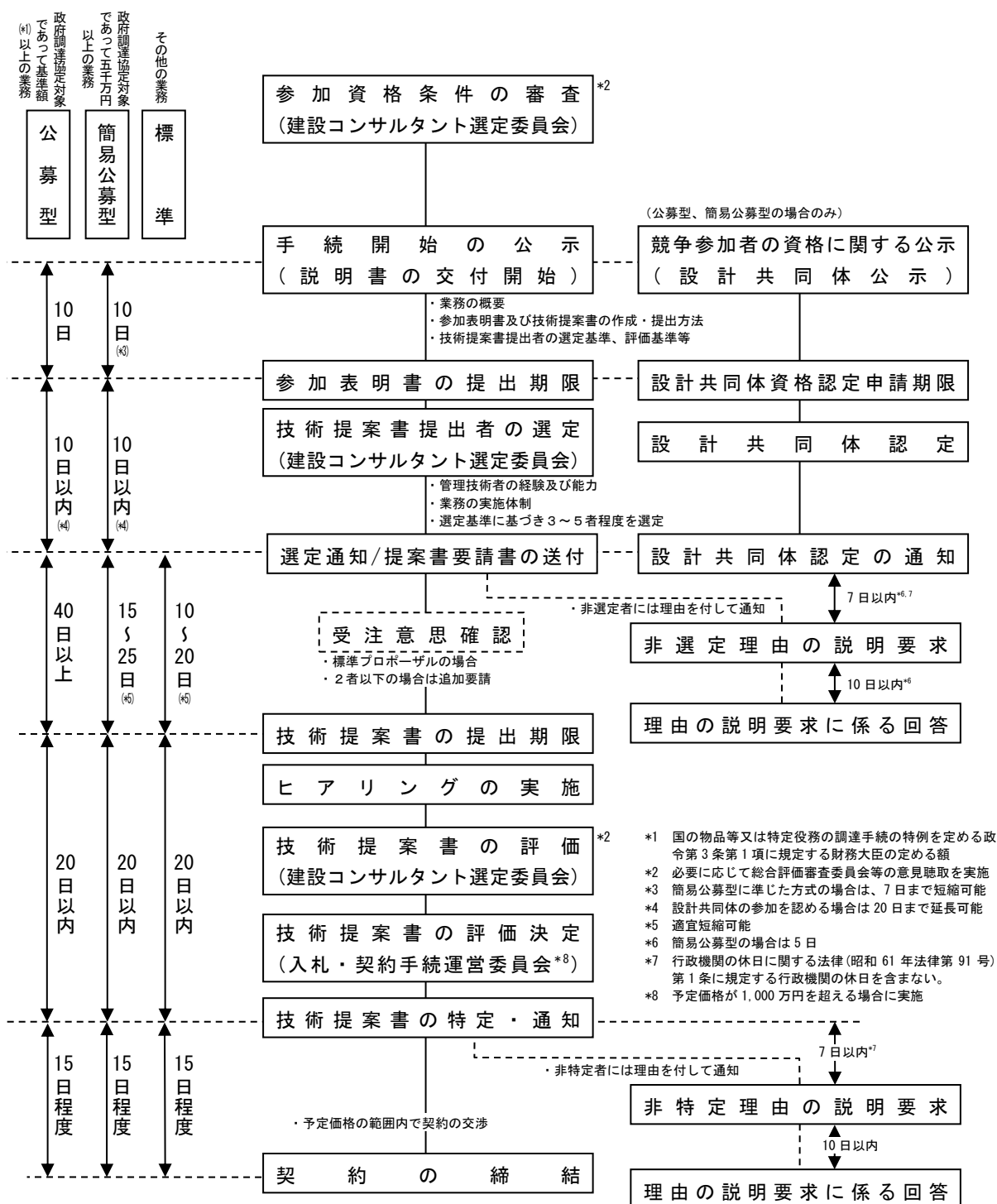


図3 プロポーザル方式の実施手順

(2) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

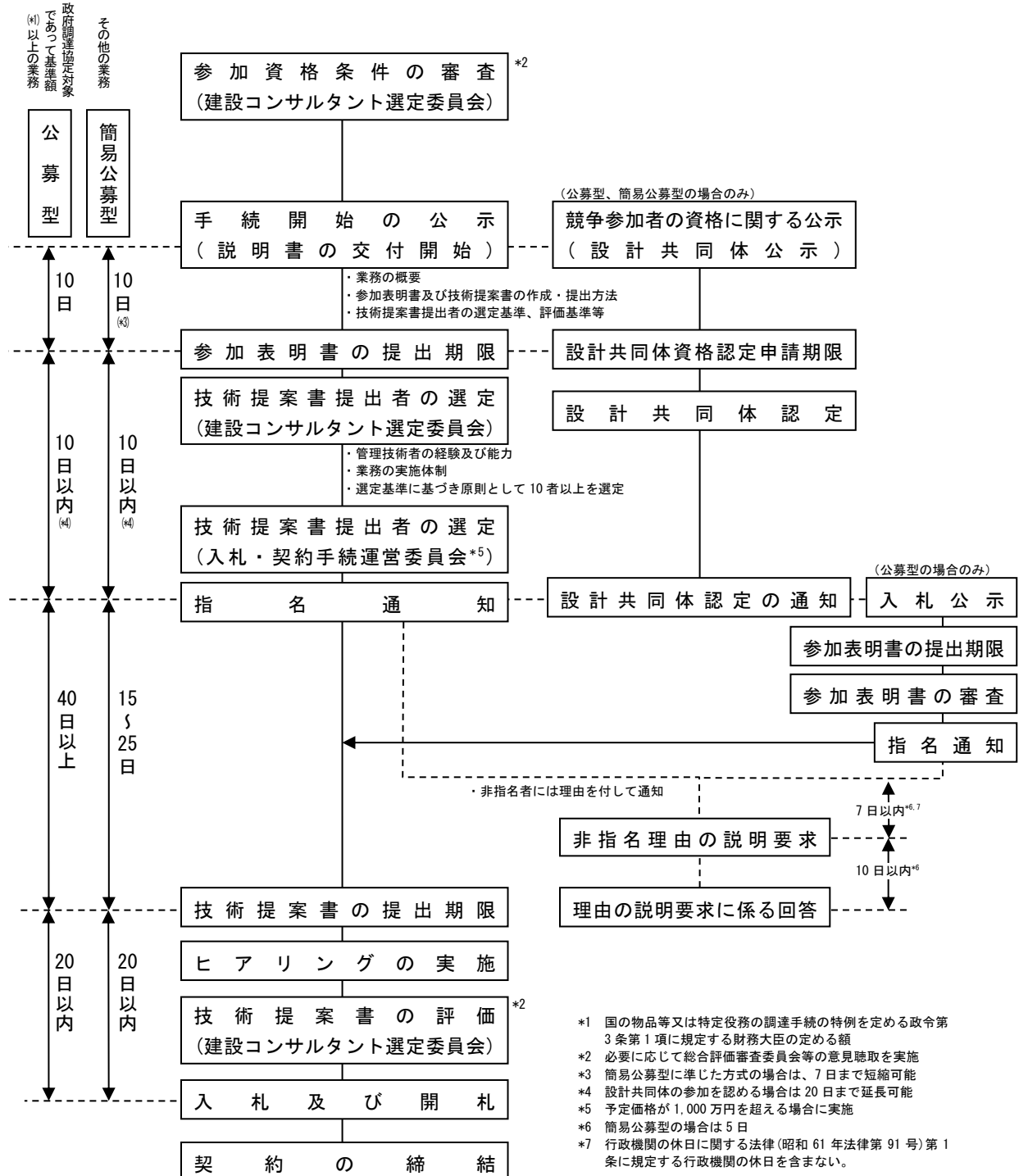


図4 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

(3) 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準じた方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続と技術提案書の作成手続を併行して実施することにより、手続に要する期間の短縮を図ることとする。

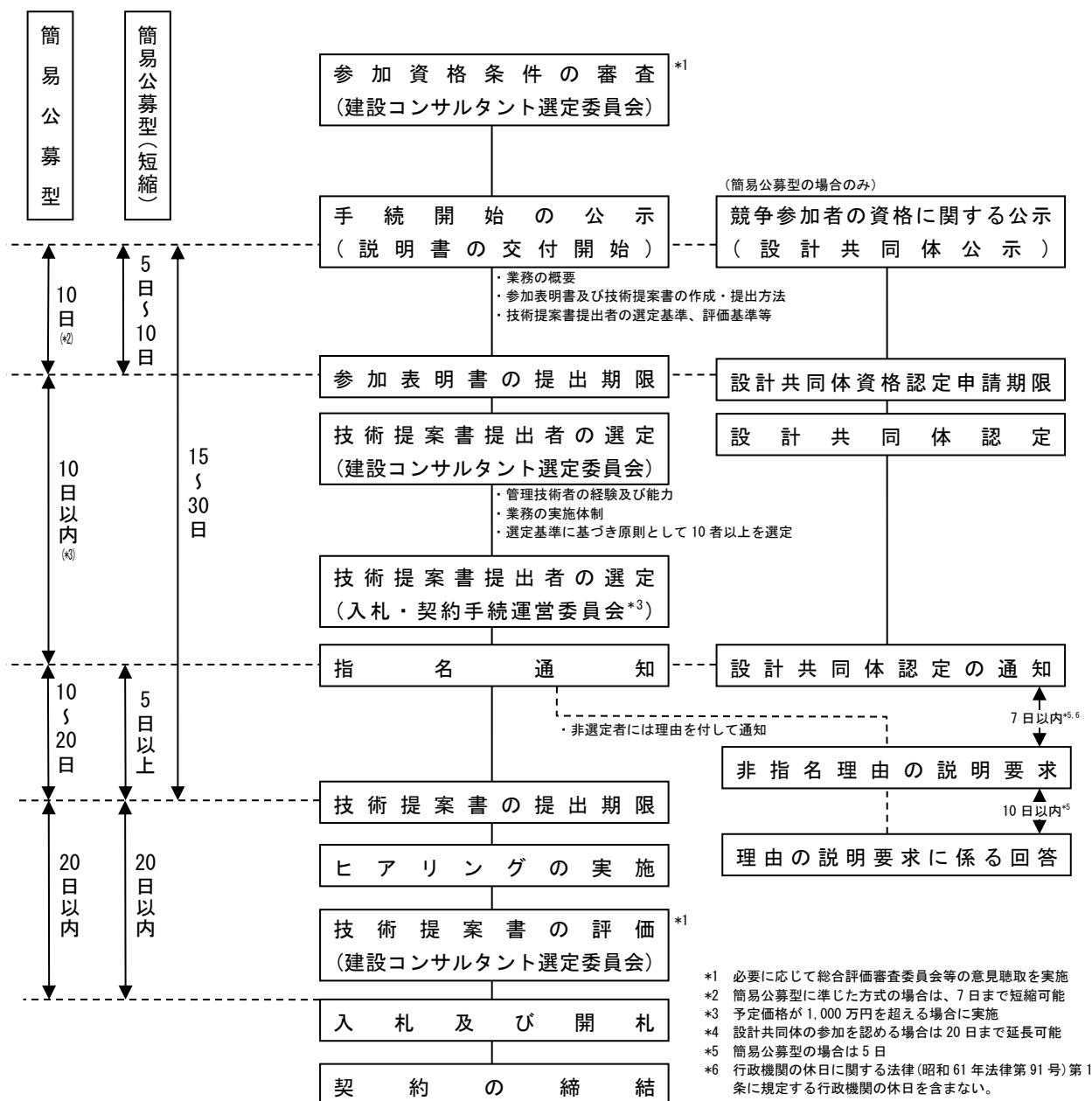


図5 総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

2-2 一括審査方式の活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の建設コンサルタント業務等において、提出を求める技術資料（実施方針及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとすることができる。実施にあたっては、手続開始の公示及び入札説明書の交付は業務ごとに別々に行うこと、落札決定を行う業務の順番を手続開始の公示及び入札説明書において明らかにすることに留意する。

- 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- 業務の目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務
- 「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3に掲げる業種区分が同一である業務
- 手続の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務
- 成果品の品質確保又は品質向上を図るために求める実施方針又は技術提案のテーマが同一となる業務

3 土木関係建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価

3-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

(2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表3-1 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価ウェイト	15%	35%	15%	35%
	(▲5%)	(▲10%)	(+5%)	(+10%)

注1：() 内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

(3) 特定・入札段階における配点

- プロポーザル方式の特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表 3-2 プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価ウェイト	10% (▲5%) →	15% (+5%)	25% (▲12.5%) →	50% (+12.5%)

注 1：() 内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注 2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

- 総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表 3-3 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価ウェイト	1:3 の場合	10% (▲5%) →	15% (+5%)	25% (▲12.5%) →	50% (+12.5%)
	1:2 の場合	15% (▲7.5%) →	18% (+7.5%)	30% (▲15%) →	37% (+15%)
	1:1 の場合	25% (▲12.5%) →	25% (+12.5%)	50%	—

注 1：() 内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注 2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

図 6 に、これらを踏まえた技術評価の基本的な考え方を示す。

(4) 設計共同体に対する審査・評価

- 設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮すること。
- 設計共同体に対するヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じ、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこととする。

(5) 選定・指名者数の基本的な考え方

- プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。
- 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、10者以上を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

(6) 技術者資格等の設定の考え方

- 技術者の評価に当たっては、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を設定し、その技術者資格等を有する者に該当することを評価項目として設定するものとする。
- 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）に基づく民間資格の登録制度が創設されたことを踏まえ、登録規程第5条第2項に規定する公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下単に「技術者資格登録簿」という。）における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者評価の対象資格とするものとする。
- 技術者資格等に関する評価項目は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者それぞれに対して、表3-4に定めるところにより設定するものとする。
- 技術者の評価における技術者資格等の順位は、設定する資格が技術者資格登録簿に登録がない場合は表3-5に掲げる区分、技術者資格登録簿に登録がある場合は表3-5-1に掲げる区分により、3-2から3-4までにおいて規定する順序によるものとする。

表 3-4 技術者資格等の設定の考え方

技術者資格登録簿における 技術者資格等の登録状況	評価対象 技術者	プロポーザル方式		総合評価落札方式	
		選定段階	特定段階	指名段階	入札段階
登録がない場合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
管理技術者に係る資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
担当技術者に係る資格のみ 登録がある合	管理技術者	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹	◎ ¹
	担当技術者	—	◎ ²	—	◎ ²
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
管理技術者及び担当技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	◎ ²	—	◎ ²
	照査技術者	—	◎ ³	—	◎ ³
管理技術者及び照査技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎ ²	◎ ²	◎ ²	◎ ²
	担当技術者	—	○	—	○
	照査技術者	—	◎ ⁴	—	◎ ⁴

◎¹：原則として設定する項目（表 3-5 適用）◎²：原則として設定する項目（表 3-5-1 適用）◎³：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表 3-5 適用）◎⁴：照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目（表 3-5-1 適用）

○：必要に応じて設定する項目（表 3-5 適用）

—：設定しない項目

表 3-5 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がない場合）

① 技術士
博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② R C C M
地質調査技士（地質調査分野に適用）
土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用）
コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）
土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

表 3-5-1 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がある場合）

① 技術士
博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② 国土交通省登録技術者資格（施設分野、業務）
③ 上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

注1：「国土交通省登録技術者資格」とは、技術者資格登録簿に登録されている資格のことをいう。（参照：国土交通省ホームページ「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」http://www.mlit.go.jp/tec/tec.tk_000098.html）

注2：外国の建設コンサルタント等から、外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合は、「土木に関する外国の建設コンサルタント等において資格を有する者の建設大臣認定について」（平成6年12月27日付け建設省経振発第100号）に定めるところにより、あらかじめ技術士又はR C C Mに相当するとの旧建設大臣（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）による認定を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点・技術点の設定
①プロポーザル方式 の評価項目		3～5 者程度を選定	実施方針 および 評価テーマ	実施	—
②総合評価落札方式 (標準型) の評価項目		(1 : 3の配点イメージ) (1 : 2の配点イメージ) 原則 10 者以上を指名	実施方針 および 評価テーマ	実施	1 : 2 } 1 : 3
③総合評価落札方式 (簡易型) の評価項目		(1 : 1の配点イメージ) 原則 10 者以上を指名	実施方針 のみ	実施	1 : 1 ※業務の難易度に応じて1 : 2も使用可

【土木関係】

図6 建設コンサルタント業務等における技術評価の基本的な考え方

3-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 説明書

手続開始の公示を行う際に交付する説明書において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び業務説明書例について〔参考1〕及び〔参考2〕に示す。

1. 業務の概要
 - (1) 業務の目的
 - (2) 業務内容
 - (3) 業務の打合せ
 - (4) 主たる部分
 - (5) 再委託
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期間
 - (8) 電子入札
 - (9) その他
2. 提案書の提出者に要求される資格要件
 - (1) 技術提案書の提出者
 - (2) 予定技術者
3. 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1) 参加表明書の評価項目、判断基準、評価ウェイト
4. 参加表明書の留意事項
 - (1) 作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4) 選定・非選定通知
 - (5) 共同設計方式
5. 技術提案書を特定するための基準
 - (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、評価ウェイト
6. 技術提案書の留意事項
 - (1) 基本事項
 - (2) 作成方法
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4) 既存資料の閲覧
 - (5) ヒアリング
 - (6) 特定・非特定通知
7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 支払条件
9. 苦情申し立てに関する事項
10. その他の留意事項

(2) 選定段階での技術評価

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、参加要件を満たしていない者は、選定及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が3～5者を超える場合における評価点上位3～5者以外の者についても、原則として選定及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。

プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】

評価項目		評価の着目点				設定	評価 ウェイト
		判断基準					
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】	◎	15% （10%～15%）
	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去 10 年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） ※参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注 2：〔参考 8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎		
	管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者〇人以上【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	○		

評価項目		評価の着目点				設定	評価 ウェイト
		判断基準					
		経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が○%以上【○%は25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	○	
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入【○万円は5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	○	
			遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去○○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【○年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	○	
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去○年間の業務成績【過去2年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大4年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去2年】に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	◎	35% (25% ～35%)
				過去○年間の業務表彰の有無【過去2年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価すること。】	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注の平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去2年】の同じ業種区分の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	◎	
			事故及び不誠実な行為	国土交通省○○地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から○日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意	◎	—	
小計							50% (35% ～50%)

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表３－５の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎
					＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表３－５－１の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５－１の②に掲げる資格を有する。 ③ 表３－５－１の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注１：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注２：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注３：〔参考８〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎
						15% （15%～20%）

15%
(15%
～20%)

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト
		判断基準				
		情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去 10 年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日まで完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注 2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間に担当した同じ業種区分の業務成績【過去 4 年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大 8 年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去 4 年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注 1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注 2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	◎	
			過去○年間の技術者表彰の有無【過去 4 年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去 4 年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注 1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注 2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注 3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	◎	

【土木関係 プロポーザル】

評価項目	評価の着目点				設定	評価ウェイト
	判断基準					
		業務執行技術力	当該部門従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○	
	手持ち業務		手持ち業務金額及び件数 （特定後未契約のものを含む。）	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・手持ち業務の契約金額が○円以上、又は手持ち業務の件数が○件以上 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。） 【「○円以上」は 5 億円程度、「○件以上」は 10 件程度を基本と、業務内容に応じて適宜設定すること。】	◎	—
小計						50% (50% ～65%)

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	
	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	

合計	100%
----	------

(3) 特定段階での技術評価

技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトの設定例を示す。

※配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①配置予定技術者の評価】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎
						＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎

評価項目			評価の着目点		設定	評価ウェイト
			判断基準			
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去 10 年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注 2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注 3：[参考 8] に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎
		情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去 10 年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注 2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○

評価項目					評価の着目点		設定	評価 ウェイト
					判断基準			
成績・表彰		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	◎	15% （15% ～20%）	
				過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	◎		
資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 表3－5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3－5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	○	管理技術者の割合に包含する	
					<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3－5－1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3－5－1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3－5－1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎		

評価項目			評価の着目点				設定	評価 ウェイト
			判断基準					
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表 3－5 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3－5 の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	
						＜照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表 3－5－1 の①に掲げる資格を有する。 ② 表 3－5－1 の②に掲げる資格を有する。 ③ 表 3－5－1 の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	
		担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去 10 年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去 10 年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去 10 年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注 2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注 3：〔参考 8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	○	

評価項目			評価の着目点		設定	評価 ウェイト
			判断基準			
成績・表彰	情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○	管理技術者の割合に包含する
	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	○	
	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	○	

【土木関係 プロポーザル】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト	
			判断基準					
	資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○	管理技術者の割合に包含する
			C P D			C P D取得単位を評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○	
小計								25%

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を書面審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
	業務理解度	◎	◎		
実施方針・実施フロー・工程表・その他※	実施手順	◎	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	25% (12.5%～25%)
		◎	◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	◎	◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
		○	○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A 4・1枚とし、業務内容に応じてA 4・2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト
				判断基準	
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50%～62.5%)
	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
			◎	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
			○	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
			○	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
			○	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
			○	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	
		独創性	○	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	
			○	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
			○	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
			○	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		
	3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

小計（実施方針＋評価テーマ）	75%
----------------	-----

【⑤参考見積に関する確認（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

合計	100%
----	------

3-3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について

（1）入札説明書

手続開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知）において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び説明書例について〔参考3〕に示す。

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - （1）業務名
 - （2）業務の目的
 - （3）業務内容
 - （4）主たる部分
 - （5）再委託の禁止
 - （6）成果品
 - （7）履行期間
 - （8）電子入札
 - （9）その他
4. 指名されるために必要な要件
 - （1）入札参加者に要求される資格
 - （2）参加表明書に関する要件
 - （3）入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - （1）作成方法
 - （2）関連資料
 - （3）提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - （1）落札者の決定方法
 - （2）総合評価の方法
 - （3）技術評価点を算出するための基準
9. 技術提案書の提出等
 - （1）作成方法
 - （2）技術提案書の無効
 - （3）実施方針・業務フロー・工程表その他
 - （4）評価テーマ
 - （5）提出期限、提出場所及び提出方法
 - （6）既存資料の閲覧

（７）実施方針及び評価テーマに関するヒアリング

（８）履行確実性に関するヒアリング

１０．入札及び開札の日時及び場所

１１．入札方法等

１２．入札保証金及び契約保証金

１３．開札

１４．入札の無効

１５．手続における交渉の有無

１６．契約書作成の要否

１７．支払条件

１８．火災保険付保の要否

１９．苦情申し立てに関する事項

２０．関連情報を入手するための照会窓口

２１．その他の留意事項

（２）指名段階での技術評価

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が１０者を超える場合における評価点上位１０者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には１０者を超えて指名するものとする。

総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】	◎
		専門技術力	成果の 確実性	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去 10 年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は過去に○○に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） ※参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注 2：〔参考 8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎
		管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者○人以上【○人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	○

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト	
		判断基準					
	情報 収集力	地 域 貢 献 度	過去○年間の災害協定等に基づく活動実績【過去 10 年を基本とする。】	下記の場合に評価する。 当該地域（当該県・○○県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は国、都道府県、政令市の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。】	○		
		経 営 力	履 行 保 証 力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が○%以上【○%は 25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【△%は 10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】		○
		瑕 疵 担 保 力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入【○万円は 5,000 万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	○		
		遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去○○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【○年は 1 年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	○		
成績・表彰	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	過去○年間の業務成績【過去 2 年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大 4 年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去 2 年】に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	◎	35% (25% ～35%)	
			過去○年間の業務表彰の有無【過去 2 年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注の平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去 2 年】の同じ業種区分の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	◎		

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目		評価の着目点		設定	評価ウェイト
		判断基準			
	事故及び不誠実な行為	国土交通省〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意		◎	—
小計					35% (35% ～50%)

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着目点			判断基準		設定	評価 ウェイト
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表３－５の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	15% (15%～20%)	
					＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表３－５－１の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５－１の②に掲げる資格を有する。 ③ 表３－５－１の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎		

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目		評価の着目点			設定	評価ウェイト
		判断基準				
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎
		情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目		評価の着目点		設定	評価 ウェイト
		判断基準			
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間に担当した同じ業種区分の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	◎
			過去○年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づく大臣表彰は、地方整備局の局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	◎
		業務執行技術力	当該部門従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）	下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が○円以上、又は手持ち業務の件数が○件以上 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。） 【「○円以上」は5億円程度、「○件以上」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定すること。】	◎
小計					50% （50% ～65%）

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【③業務実施体制】

評価項目		評価の着目点
		判断基準
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

合計	100%
----	------

（３）入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 原則、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト	
							1:3	1:2
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表３－５の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	
						＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表３－５－１の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５－１の②に掲げる資格を有する。 ③ 表３－５－１の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】		

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目			評価の着目点		設定	評価ウェイト	
						1:3	1:2
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3:[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎	
		情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1:業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2:管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○	

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目		評価の着目点			設定	評価ウェイト	
						1:3	1:2
成績・表彰		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	◎	
				過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	◎	
資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	○	管理技術者の割合に包含する 管理技術者の割合に包含する

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト	
							1:3	1:2
					＜技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎		
		照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容 ＜照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎		
					＜照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎		
		担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】 下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	○		

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト	
							1:3	1:2
			情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○	
	成績・表彰		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の業務実績がない場合には加算しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	○	管理技術者の割合に包含する 管理技術者の割合に包含する

【土木関係 総合評価（標準型）】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト	
							1:3	1:2
			専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	○	
資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○	管理技術者の割合に包含する	管理技術者の割合に包含する
		CPD			CPD取得単位を評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○		
小計								25%

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
			判断基準	1:3	1:2
表・実施方針・実施フロー・工程表・その他※	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	25% (12.5% ~ 25%)	30% (15% ~ 30%)
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
			判断基準	1:3	1:2
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50% ~ 62.5%)	37% (37% ~ 52%)
	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎ 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		
			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
	2	的確性、実現性について上記を準用	○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

小計（実施方針+評価テーマ）	75%	67%
合計	100%	

【⑤賃上げを実施する企業に対する加点措置※】

評価項目	評価基準	評価ウェイト
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	5%以上
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	加点する割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）

※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。）

3-4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について

（1）入札説明書

手続開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知）において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び説明書例について〔参考4〕に示す。

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - （1）業務名
 - （2）業務の目的
 - （3）業務内容
 - （4）主たる部分
 - （5）再委託の禁止
 - （6）成果品
 - （7）履行期間
 - （8）電子入札
 - （9）その他
4. 指名されるために必要な要件
 - （1）入札参加者に要求される資格
 - （2）参加表明書に関する要件
 - （3）入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - （1）作成方法
 - （2）関連資料
 - （3）提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - （1）落札者の決定方法
 - （2）総合評価の方法
 - （3）技術評価点を算出するための基準
 - （4）評価内容の担保
9. 技術提案書の提出等
 - （1）作成方法
 - （2）技術提案書の無効
 - （3）実施方針・実施フロー・工程表その他
 - （4）提出期限、提出場所及び提出方法
 - （5）既存資料の閲覧

- （６）実施方針に関するヒアリング
- （７）履行確実性に関するヒアリング
- １０．入札及び開札の日時及び場所
- １１．入札方法等
- １２．入札保証金及び契約保証金
- １３．開札
- １４．入札の無効
- １５．手続における交渉の有無
- １６．契約書作成の要否
- １７．支払条件
- １８．火災保険付保の要否
- １９．苦情申し立てに関する事項
- ２０．関連情報を入手するための照会窓口
- ２１．その他の留意事項

(2) 指名段階での技術評価

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

総合評価落札方式（簡易型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】	◎
	専門技術力	成果の 確実性	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去 10 年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は過去に○○に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） ※参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注 2：〔参考 8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎	
	管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地整内の常駐技術者○人以上【○人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	○	

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト	
		判断基準					
	情報 収集力	地 域 貢 献 度	過去○年間の災害協定等に基づく活動実績【過去 10 年を基本とする。】	下記の場合に評価する。 当該地域（当該県・○○県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は国、都道府県、政令市の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。】	○		
		経 営 力	履 行 保 証 力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が○%以上【○%は 25%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満【△%は 10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】		○
		瑕 疵 担 保 力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額○万円以上の賠償責任保険に加入【○万円は 5,000 万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	○		
		遵 法 性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去○○年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【○年は 1 年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	○		
成績・表彰	専門技術力	成 果 の 確 実 性	過去○年間の業務成績【過去 2 年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大 4 年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去 2 年】に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	◎	35% (25% ～35%)	
			過去○年間の業務表彰の有無【過去 2 年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注の平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去 2 年】の同じ業種区分の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】	◎		

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目		評価の着目点		設定	評価ウェイト
		判断基準			
	事故及び不誠実な行為	国土交通省〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意 ② 口頭注意		◎	—
小計					35% (35% ～50%)

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト
		判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 表３－５の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎
					<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表３－５－１の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５－１の②に掲げる資格を有する。 ③ 表３－５－１の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎
						15% (15% ～20%)

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目		評価の着目点			設定	評価 ウェイト
		判断基準				
		専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は指名しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎
		情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目		評価の着目点			設定	評価ウェイト
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合いに応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	◎	35% (35%～45%)
			過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	◎	
		業務執行技術力	当該部門従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○	
	手持ち業務		手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）	下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が〇円以上、又は手持ち業務の件数が〇件以上 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。） 【「〇円以上」は5億円程度、「〇件以上」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定すること。】	◎	—
小計						50% (50%～65%)

【土木関係 総合評価（簡易型）】

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【③業務実施体制（原則として設定）】

評価項目		評価の着目点
		判断基準
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

合計	100%
----	------

（３）入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について確認する。

総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

評価項目			評価の着目点			設定	評価ウェイト (1:1)
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表３－５の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎
						＜技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表３－５－１の①に掲げる資格を有する。 ② 表３－５－１の②に掲げる資格を有する。 ③ 表３－５－１の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目			評価の着目点		設定	評価 ウェイト (1:1)	
			判断基準				
			専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	◎
			情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・○○県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。 （なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目					評価の着目点		設定	評価 ウェイト (1:1)
					判断基準			
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 ： ○○点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○除く）発注業務の業務実績がない場合には加算しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	◎	25% (25% ～37.5%)		
			過去○年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	◎			
資格・実績等	担当技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 表3－5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3－5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	○	管理技術者の割合に 包含する	

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目			評価の着目点			設定	評価 ウェイト (1:1)
					＜技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	
	照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	＜照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合＞ 下記の順位で評価する。 ① 表3-5の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5の②に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	
					＜照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合＞ 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 表3-5-1の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-5-1の②に掲げる資格を有する。 ③ 表3-5-1の③に掲げる資格を有する。 【注：測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	◎	
	担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。 業務実績は国、都道府県及び政令市の実績並びに海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	○	

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目			評価の着目点			設定	評価 ウェイト (1:1)
			情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日まで完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域（当該県・〇〇県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	○
	成績・表彰		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの（最大8年）とする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ： 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇除く）発注業務の業務実績がない場合には加算しない。 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】	○ 管理技術者の割合に包含する

【土木関係 総合評価（簡易型）】

評価項目			評価の着目点				設定	評価 ウェイト (1:1)
			判断基準					
			専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	平成○○年度から○○年度末まで【標準として過去4年】に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1：業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。 注2：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 注3：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	○	管理技術者の割合に包含する
	資格・実績等	管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	○	
			CPD				CPD取得単位を評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	
小計								50%

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」の項目に反映させる。

【③実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価 ウェイト (1:1)
		判断基準	
程 実施 表 方針 ・ 実 そ 施 他 ※ フ ロ ー ・ 工	業務理解度	◎ 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	50%
	実施手順	◎ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	◎ 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
		○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

【④評価テーマ】

簡易型では「評価テーマによる技術提案」については求めない。

合計	100%
----	------

【⑤賃上げを実施する企業に対する加点措置※】

評価項目	評価基準	評価 ウェイト
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	5%以上
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	加点する割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）

※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。）

3-5 総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3

(価格評価点 20 ~ 60 点 : 技術評価点 60 点)

○技術評価点の評価項目例

- ・ 業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・ 技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・ 技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・ 業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績
- ・ 手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数

○価格評価点 = $20 \sim 60 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$

○技術評価点 = $60 \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}}{\text{技術評価の配点合計点}}$

4 建築関係建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価

4-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的な考え方

- 予定技術者について評価し、参加表明者（企業）の評価は行わない。
- プロポーザル方式及び総合評価落札方式において評価テーマに関する技術提案を求める場合、審査・評価にあたり、「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」を重視する。
- 各評価項目の配点については、業務の特性（業務内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。

(2) 選定・指名段階における配点設定の考え方

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における「資格、実績」「成績評価・表彰」の配点は、特定・入札段階におけるものと同じ配点とする。

(3) 特定・入札段階における配点設定の考え方

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の特定・入札段階における予定技術者の「資格、実績」「成績評価・表彰、CPD」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する配点については、以下を踏まえて、業務の特性（業務内容、規模等）、地域特性等に応じて設定する。
 - ・「実績」「成績評価・表彰」「CPD」のそれぞれの配点については、合計得点に対する影響を同等とする。
 - ・「担い手確保」に係る評価項目については、適宜設定してよい。

(4) 選定・指名者数の基本的な考え方

- プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。
- 総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、10者以上を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

(5) 各評価項目の設定の考え方

- 各評価項目については、以下を踏まえて、業務の特性（業務内容、規模等）、地域特性等に応じて設定する。

(評価項目及び評価対象技術者の設定)

- ・ 予定技術者の経験年数については評価を行わない。
- ・ 予定技術者の評価は管理技術者及び主任担当技術者を対象とし、担当技術者については評価を行わない。

(評価項目「資格」の設定)

- ・ 管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合、管理技術者の「資格」の評価を行わない。

(評価項目「実績」の設定)

- ・ 同種又は類似業務の実績は、国や地方公共団体等の公的機関の実績、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績に加え、民間発注の実績についても評価する。
- ・ 技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、管理技術者、主任担当技術者及び担当技術者に準じる立場についても評価する。

(評価項目「成績評価・表彰」の設定)

- ・ 「成績評価」については、他省庁や地方公共団体との成績評定結果の相互利用の促進を図っていることを踏まえ、相互利用対象機関の成績評定結果を利用する。
- ・ 「成績評価」と「表彰」の対象期間については、同一とすることを原則とする。
- ・ 「表彰」の配点は「成績評価」の半分程度とする。

(各評価項目の各技術者の配点の設定)

- ・ 各技術者の配点については業務内容に応じて適宜設定してよい。ただし、「実績」と「成績評価・表彰」の各技術者の配点比率は同一とすることを原則とする。

発注方式	選定・指名段階の技術評価	特定・入札段階の技術評価	価格点：技術点の設定
①プロポーザル方式		・技術提案：実施方針および評価テーマ（3つ以下） ・ヒアリング：実施方針および評価テーマの評価に必要なため、実施 ・配点イメージ：評価テーマ3つの場合 35% : 65% 	—
②総合評価落札方式（標準型）	配点イメージ 	3～5 者程度を選定 原則 10 者以上を指名 ・技術提案：実施方針および評価テーマ（2つ以下） ・ヒアリング：実施方針および評価テーマの評価に必要な場合、原則実施 ・配点イメージ：価格点：技術点＝1：3、評価テーマ2つの場合 41% : 59% 	1 : 2 } 1 : 3
③総合評価落札方式（簡易型）		原則 10 者以上を指名 ・技術提案：実施方針のみ ・ヒアリング：実施方針および評価テーマの評価に必要な場合、原則実施 ・配点イメージ：価格点：技術点＝1：1の場合 64% : 36% 	1 : 1 } 1 : 2

【建築関係】

図7 建築関係建設コンサルタント業務における技術評価の概要

4-2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 説明書

手続開始の公示を行う際に交付する説明書において明示すべき事項を以下に示す。公示文及び説明書例等については〔参考5〕及び〔参考6〕に示す。なお、環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあつては、発注予定情報の公表に当たって環境配慮型プロポーザル方式を採用する旨を示すとともに、公示文及び説明書において、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務であることを明記すること。

1. 業務の概要

- (1) 業務の目的
- (2) 業務内容
- (3) 技術提案を求めるテーマ
- (4) 履行期間
- (5) 電子入札
- (6) 業務実施上の条件
- (7) その他

2. 担当部局

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書の作成要領
- (2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

4. 参加表明書の留意事項

5. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 参加表明書の評価項目、判断基準、評価ウェイト

6. 選定・非選定理由に関する事項

7. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 基本事項
- (2) 技術提案書の作成要領
- (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

8. 技術提案書の留意事項

9. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 参加表明書の評価項目、判断基準、評価ウェイト

10. ヒアリング

11. 特定・非特定理由に関する事項

12. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

13. 契約書作成の要否

14. 支払条件

15. 苦情申し立てに関する事項

16. その他の留意事項

(2) 選定段階での技術評価

参加表明者を対象に、技術的能力の審査を行う。以下に、評価基準及び配点の設定イメージを示す。

審査の結果、参加要件を満たしていない者は、選定及び技術提案書提出要請を行わない。また、要件を満たしている者が3～5者を超える場合における評価点上位3～5者以外の者についても、原則として選定及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。

プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び配点の設定イメージ

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合（40%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注1：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注2：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者（40%）		5点 ～ 15点
			主任担当技術者	総合（30%）	
				構造（10%）	
				電気（10%）	
			機械（10%）		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課に加え、相互利用する機関名を記載する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 〇〇点以上（加点） ② 〇〇点以上〇〇点未満（加点） … ・実績が無い。（0点） ・65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	5点 ～ 15点
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの技術者表彰の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰又は事務所長表彰の実績あり	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	
合計					20点 ～30点

※「判断基準」欄中の予定技術者別の%表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

(3) 特定段階での技術評価

技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。以下に、評価基準及び配点の設定イメージを示す。

※ 技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び配点の設定イメージ

【① 予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合（40%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注1：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注2：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	（40%）	5点 ～ 15点
			主任担当技術者	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課に加え、相互利用する機関名を記載する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 〇〇点以上（加点） ② 〇〇点以上〇〇点未満（加点） … ・実績が無い。（0点） ・65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者	（40%）	5点 ～ 15点
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの技術者表彰の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰又は事務所長表彰の実績あり	主任担当技術者	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	
	CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者	（20%）	5点 ～ 15点
			主任担当技術者	総合（20%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	
小計					35点

【② 実施方針及び評価テーマの評価】

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8 点
(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12 点
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	15 点
		②	テーマ②について、同上。	15 点
		③	テーマ③について、同上。	15 点
小計				65 点

※「判断基準」欄中の予定技術者別の％表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」のいずれかに 0 点の評価がある場合には特定しない。

※環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合は、技術提案のテーマに温室効果ガス等の排出の削減に関する内容を盛り込むものとする。

4－3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について

（１）入札説明書

手続開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては指名通知）において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び説明書例等については〔参考７〕に示す。

- １．手続開始の公示日
- ２．契約担当官等
- ３．業務の概要
 - （１）業務名
 - （２）業務の目的
 - （３）業務内容
 - （４）技術提案を求めるテーマ
 - （５）履行期間
 - （６）電子入札
 - （７）その他
- ４．入札参加者に要求される資格
- ５．担当部局
- ６．参加表明書の作成及び記載上の留意事項
 - （１）参加表明書の作成要領
 - （２）参加表明書の作成及び記載上の留意事項
- ７．入札参加者を指名するための基準
 - （１）参加表明書の評価項目、評価の着目点、評価ウェイト
- ８．参加表明書の提出方法及び提出期限
- ９．非指名理由に関する事項
- １０．入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
- １１．総合評価に関する事項
- １２．技術提案書の作成及び記載上の留意事項
 - （１）基本事項
 - （２）技術提案書の作成要領
 - （３）技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- １３．技術提案書の提出方法及び提出期限
- １４．ヒアリング
- １５．入札及び開札の日時及び場所
- １６．入札方法等
- １７．入札保証金及び契約保証金
- １８．開札
- １９．入札の無効
- ２０．手続における交渉の有無

- 2 1. 契約書作成の要否
- 2 2. 支払条件
- 2 3. 火災保険付保の要否
- 2 4. 苦情申し立てに関する事項
- 2 5. 関連情報を入手するための照会窓口
- 2 6. その他の留意事項

(2) 指名段階での技術評価

参加表明者を対象に、技術的能力の審査を行う。以下に、評価基準及び配点の設定イメージを示す。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。また、要件を満たしている者が10者を超える場合における評価点上位10者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には10者を超えて指名するものとする。

総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び配点の設定イメージ

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合（40%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注1：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注2：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者（40%）		5点 ～ 15点
			主任担当技術者	総合（30%）	
				構造（10%）	
				電気（10%）	
				機械（10%）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇（国土交通省大臣官庁官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課に加え、相互利用する機関名を記載する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 〇〇点以上（加点） ② 〇〇点以上〇〇点未満（加点） … ・実績が無い。（0点） ・65点未満の実績がある。（減点）	主任担当技術者	管理技術者（40%）		5点 ～ 15点
			主任担当技術者	総合（30%）	
				構造（10%）	
				電気（10%）	
				機械（10%）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの技術者表彰の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰又は事務所長表彰の実績あり	主任担当技術者	管理技術者（40%）		5点 ～ 15点
			主任担当技術者	総合（30%）	
				構造（10%）	
				電気（10%）	
				機械（10%）	
合計					20点～ 30点

※「判断基準」欄中の予定技術者別の%表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以下に、評価基準及び配点の設定イメージを示す。

※ 原則として、予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する

総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び配点の設定イメージ

【① 予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合（40%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注1：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注2：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%） ※当該業務の予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。	5点 ～ 15点
			主任担当技術者		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇（国土交通省大臣官庁官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課に加え、相互利用する機関名を記載する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 〇〇点以上（加点） ② 〇〇点以上〇〇点未満（加点） … ・実績が無い。（0点） ・65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	5点 ～ 15点
			主任担当技術者		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの技術者表彰の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰又は事務所長表彰の実績あり	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	5点 ～ 15点
			主任担当技術者		
	C P D	C P D取得単位を評価	管理技術者（20%）	総合（20%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点 ～ 15点
小計					35点

※「判断基準」欄中の予定技術者別の%表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

【② 実施方針及び評価テーマの評価】

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8 点	
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12 点	
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	15 点
		②	テーマ②について、同上。	15 点
小計			50 点	

【③ 賃上げを実施する企業に対する加点措置※】

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	5 点
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	-6 点
小計		5 点

※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。）

4－4 総合評価落札方式（簡易型）における具体的な審査・評価について

（１）入札説明書

【４－３ 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価 の（１）
入札説明書 に同じ】

（２）指名段階での技術評価

【４－３ 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価 の（２）
指名段階での技術評価 に同じ】

(3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以下に、評価基準及び配点の設定イメージを示す。

※ 原則として、予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針に関する技術提案の内容について確認する。

総合評価落札方式（簡易型）の入札段階における評価基準及び配点の設定イメージ

【① 予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格 【注：管理技術者に一級建築士であることを業務実施上の条件とする場合。】	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合（40%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点
技術力	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【注1：参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。 注2：〔参考8〕に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%） ※当該業務の予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。	5点 ～ 15点
			主任担当技術者		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部及び内閣府沖縄総合事務局営繕課に加え、相互利用する機関名を記載する）実施の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績ごとの成績評価点の平均）	以下の順で評価する。 ① 〇〇点以上（加点） ② 〇〇点以上〇〇点未満（加点） … ・実績が無い。（0点） ・65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	5点 ～ 15点
	平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの技術者表彰の有無 【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰又は事務所長表彰と同等に評価するものとする。】	平成〇〇年度から令和〇〇年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（〇〇を除く）発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰又は事務所長表彰の実績あり	管理技術者（40%）	総合（30%） 構造（10%） 電気（10%） 機械（10%）	5点 ～ 15点
	C P D	C P D取得単位を評価	管理技術者（20%）	総合（20%） 構造（20%） 電気（20%） 機械（20%）	5点 ～ 15点
小計					35点

※「判断基準」欄中の予定技術者別の%表示は、評価項目内の各予定技術者の配点比率を示す。

【② 実施方針及び評価テーマの評価】

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8 点
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12 点
小計			20 点

【③ 賃上げを実施する企業に対する加点措置※】

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	3 点
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	-4 点
小計		3 点

※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。）

4-5 総合評価落札方式による落札者の決定

「3-5 総合評価落札方式による落札者の決定」に同じ

5 その他の留意事項

5-1 評価テーマの設定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。また、技術提案書の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは認めるが新たに作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない（なお、建築関係建設コンサルタント業務における提案の記載に関しては「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡）による。）。技術提案書の作成費用は入札参加者の負担としていることに配慮し、評価テーマ等は適切に設定することが必要である。

5-2 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

（1）プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

（特記仕様書案の記載例）

○○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続において提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に

係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

（２）総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点するものとする。

5－3 中立かつ公正な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、手続の透明性及び競争性の向上を図るため、学識経験者等からなる総合評価審査委員会等を設置し審議を行うこと。

（１）国における学識経験者の意見聴取

国においては、プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案書の特定及び落札者決定について意見を聴く。

①実施方針の策定

総合評価落札方式の適用業務を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

②複数の業務に共通する評価方法の策定

特定（プロポーザル方式）又は入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者又は落札者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

③個別業務における意見聴取

プロポーザル方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得

点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、業務特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意する。

また、総合評価審査委員会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

5-4 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案書提出者や入札参加者の技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

(1) プロポーザル方式

①手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、説明書において以下の事項を明記する。

- 1) プロポーザル方式の適用の旨
- 2) 参加資格
 - ・ 単体企業
 - ・ 設計共同体
- 3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- 4) 技術提案書の特定のための評価に関する基準

②特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式－1とする。

- 1) 特定した業者名
- 2) 各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

③苦情及び説明要求等の対応

プロポーザル方式の審査結果については、技術提案提出者の苦情等に適切に対

応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する情報提供依頼があった場合には、当該提出者と特定された者のそれぞれの項目別の得点を提供する。

（２）総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

①手続開始時

総合評価落札方式の適用業務では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- １）総合評価落札方式の適用の旨
- ２）指名されるために必要な要件
 - ・ 入札参加者に要求される資格
 - ・ 入札参加者を選定するための基準
- ３）総合評価に関する事項
 - ・ 落札者の決定方法
 - ・ 総合評価の方法

②落札者決定後

総合評価落札方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式－２とする。

- １）落札した業者名
- ２）各業者の入札価格
- ３）各業者の価格評価点
- ４）各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の４項目（簡易型の場合は「評価テーマ」を除く３項目）それぞれの小計及び合計点を公表

- ５）各業者の評価値

③苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

プロポーザル評価表

1. 件名 ○○環境アセスメント調査検討業務
2. 所属事務所 ○○河川国道事務所
3. 技術提案書の特定通知日 令和○年○月○日 ○○河川国道事務所長

業 者 名	技術評価点の内訳					技術評価点 合計	備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績 等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ				
				評価テーマ1	評価テーマ2			
評価のウェイト	10	15	25	25	25	100		
〇〇設計事務所(株)	9.0	12.0	20.0	20.0	25.0	86.0		特定
A社	9.0	12.0	20.0	20.0	20.0	81.0		
B社	8.0	9.0	15.0	15.0	20.0	67.0		
C社	8.0	9.0	15.0	15.0	15.0	62.0		
D社	7.0	9.0	10.0	15.0	15.0	56.0		

上記は技術提案書の評価結果と相違ないことを証明する。
令和〇年〇月〇日

様式－2

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	15,000,000	(消費税抜き)
調査基準価格	11,000,000	(消費税抜き)
価格評価点の満点	20点	

1. 件名

〇〇橋詳細設計業務

執行員
2. 所属事務所

〇〇河川国道事務所
3. 入札日時

令和〇年〇月〇日 〇時〇分

立会人

業 者 名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点 合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績 等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ				入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A) + (B)		
				評価テーマ1	評価テーマ2							
(株)〇〇コンサルタンツ	8.0	12.0	10.0	5.0	5.0	1.0	40.0	12,500,000	3.3333	43.3333		
(株)〇〇	8.0	12.0	15.0	0.0	5.0	0.5	30.0	10,500,000	6.0000	36.0000		低入札
〇〇コンサルタント(株)	8.0	12.0	10.0	10.0	6.0	1.0	46.0	13,500,000	2.0000	48.0000		落札
〇〇設計(株)	8.0	12.0	10.0	0.0	0.0	0.75	27.5	10,700,000	5.7333	33.2333		低入札
.....												

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。
令和〇年〇月〇日

【共通】

6 地域や業務特性に応じた発注方式の応用

6-1 基本的な考え方

これまでプロポーザル方式及び総合評価落札方式では、ガイドラインに掲載している標準的な手法による他、各地方整備局等において、地域や業務特性に応じ、働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。これらの試行については、その目的に照らし定期的に効果を検証し適宜見直しを行うPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、標準的な手法への位置づけに向けて、引き続き、検討を行うものとする。

各地方整備局におけるPDCAサイクルに基づく検証については、1つの試行方式につき、5年ごとに行うことを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して各地方整備局ごとに計画的に実施するものとする。

本章では、地域の実情や業務内容に応じて試行的に評価方法を設定する際の考え方を記載するとともに、設定例を掲載している。

6-2 試行発注方式

各地方整備局等では、建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価において、それぞれの地域や業務が抱える課題改善等を目的に、独自の評価項目や評価方法を取り入れた試行を実施している。

1. 働き方改革（受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化）
2. 地域企業の育成
3. 若手技術者・女性技術者の育成
4. その他（技術力向上・生産性向上・品質向上等）

6-2-1 働き方改革（受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化）

入札契約手続きにかかる受発注者の事務手続き等の負担軽減や期間短縮を目的とした試行方式。

設定例)

- ・ 総合評価落札方式（1：1）で発注していた業務について評価テーマを求めない。

6-2-2 地域企業の育成

地域の担い手を確保・育成することを目的に、直轄業務の受注実績がない、もしくは少ない企業に参加・受注機会を拡大する試行方式。

設定例)

- ・ 自治体発注業務の実績を評価。

6－2－3 次代担い手の育成

若手技術者や女性技術者を育成することを目的に、若手技術者や女性技術者の配置を促し、直轄業務を経験する機会を確保、拡大を図る試行方式。

設定例)

- ・ 予定管理技術者に年齢制限を設ける。または一定年齢以下を評価する。

6－2－4 その他（技術力向上、生産性向上、品質向上等）

地域企業における技術力や生産性向上、成果の品質向上の取組を促すことを目的に実施する試行方式。

設定例)

- ・ 各種学会からの表彰や i-construction 大賞を評価。